

# 〇一関工業高等専門学校施設設備委員会規則

(平成25年3月29日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校運営組織規則（平成17年7月14日全部改正）第29条第2項の規定に基づき、本校の土地、建物（付帯する工作物を含む）、構築物、樹木等の施設（以下「施設」という。）及び設備の整備等を検討するために施設設備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、検討及び審議を行う。

- 一 施設の整備計画（取得及び処分を含む）に関すること
- 二 既存施設の有効活用を図るための調査・検討に関すること
- 三 施設使用の再編計画に関すること
- 四 施設の共用スペース確保・利活用に関すること
- 五 独立行政法人国立高等専門学校機構における設備整備マスタープラン（以下「設備整備マスタープラン」という）にかかる導入希望設備の評価及び導入計画の検討に関すること
- 六 その他施設及び設備の整備に関すること

2 前項第五号による評価及び検討は、次のとおりとする。

- 一 各系、各領域、専攻科、各センター及び各室等（以下「各系等」という）は、設備整備マスタープランにより導入を希望する設備がある場合、委員長の依頼により設備調書を提出する
- 二 委員会は、設備整備マスタープランに定める評価基準等を踏まえ、各設備を評価し、設備導入計画を検討する
- 三 委員会は、必要に応じ各系等に追加資料等の提出の依頼、ヒアリング等を行うことができる
- 四 委員長は、評価結果及び導入計画の検討結果を取りまとめ、校長に報告する

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- 一 副校長
- 二 メディアセンター長
- 三 総合情報センター長
- 四 保健管理センター長
- 五 体育担当主任
- 六 事務部長
- 七 その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副校長（総務担当）をもって充てる。

2 委員長に事故があるときには、委員長の指名した委員がその職務を行う。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要あると認めた場合は委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、特定の事項を調査・検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長及び委員は、委員長が委嘱する。
- 3 専門部会での検討結果は、委員会に報告するものとする

(報告)

第8条 委員長は、会議で審議した事項を総括して校長に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校運営委員会施設整備検討部会規則（平成21年6月10日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日規則第25号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。